

任意後見制度とは？

●認知症などで自分の判断力が低下した後に、生活上のさまざまな手続きや契約などについて、自分の選んだ信頼のおける人・団体に「お願いできる仕組み」のことです。

この任意後見という仕組みを使うためには、公正証書による契約書を作成し、その中に依頼したい内容を目録として記載します。

- ・「任意後見に関する法律」(平成11年2月8日)に基づくものです

- ・裁判所が選任する任意後見監督人が第三者の立場から財産管理等の監督を行います

●『財産管理委任契約』を併せて契約することにより、判断能力の低下がない時でも任意後見契約のように支援を受けることが可能になります。

- ・任意後見監督人の様に監督する役割を、司法書士等に任意で依頼することが可能です

ご利用者のイメージ1

A様 (85歳・男性)

長年、一人で暮らしてきました。何でも自分でやってきたけれど、最近は「この先のこと」を考えるようになりました。

そんな時、「終活5点セット」のことを知りました。

遠くに住む兄一家には頼りにくくて…そこで、ケアマネジャーさんと一緒に面談を申し込みました。費用のことなど、しっかり確認してから利用を決めました。

自分が亡くなった後のことまで、きちんと向き合うことができました。信頼できる代理人がそばにいてくれることで、今はとても安心して暮らせています。

ケアマネジャーさんとも連携してもらえるので、今では、まるで家族がそばにいたような、そんな温かさを感じています。



終活5点セット

- 1, 遺言
- 2, 財産管理委任契約
- 3, 任意後見契約
- 4, 死後事務委任契約
- 5, 尊厳死宣言



「もしも」に備える

何かあったときに
助けてもらえる人が
いないので不安

預貯金などを
整理したい

自分に万が一の
ことがあったとき
どうするか

急な入院の時
手続きは

一人暮らしが心配に
なり、施設に入りたい
から相談したけど

自分で備えたい
けど、どうしたら
いいだろう

遠くの銀行には
行けないかも
しれない



ご利用者のイメージ2

H様 (60歳・女性)

夫に先立たれた後、一人で農業をしながら暮らしていましたが、持病が悪化し、介護が必要な生活に。自宅での暮らしが難しくなったものの、子どもは遠方におり、兄弟姉妹も高齢のため、身近に頼れる人がいませんでした。

そこで私は、施設での生活を決意。「任意後見契約」や「財産管理委任契約」など、終活5点セットを利用することにしました。

契約後は、施設の選定や契約がスムーズに進み、入所後も空き家となった自宅の管理、障害年金の申請、入院時の手続きや支払いまで、しっかり支援してもらえました。

何より、自分の財産や将来について整理できたことで、大きな安心感につながりました。

費用のめやす

【契約時一時金】

終活セット契約手数料、公正証書原案作成報酬、公証役場への手数料などで合計40万円ほどが必要です。

【状況に応じて月額報酬】

財産管理委任契約・任意後見契約により、代理権目録にある代理行為を行う状況になった場合、それ以後月額27,500円～(税込)の報酬が必要となります。

【事実行為報酬】

代理権目録に含まれない事実行為(病院の付添など)については別途となります。

※その他、遺言執行報酬・死後事務執行報酬がそれぞれ必要です。詳しくは、お問い合わせ下さい。